8　水銀廃棄物以外の水銀等の環境上適正な暫定的保管に関する措置

（法制定時の状況）

水銀については、水銀リサイクル事業者、蛍光管リサイクル事業者、水銀使用製品の製造事業者、灯台管理者等において一定量貯蔵する者が存在している。また、水銀化合物については、試薬メーカー、水銀使用製品の製造事業者等において貯蔵する者が存在している。

水質汚濁防止法においては、水銀を含む有害物質を貯蔵する指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務を課しているが、気体や固体である水銀化合物は対象としていない。また、環境保全を目的とした措置ではないが、水銀等の貯蔵については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）により、毒物として水銀並びに水銀化合物及びこれを含有する製剤（酸化水銀、酸化水銀５％超を含有する製剤、硫酸第二水銀及びこれを含有する製剤、硝酸第二水銀及びこれを含有する製剤）を、劇物として塩化第一水銀及びこれを含有する製剤並びに酸化水銀５％以下を含有する製剤を規制対象とし、その製造、輸入、販売等を原則として禁止し、一定の要件を満たし許可等を受けた場合においては、水銀の飛散、漏えい防止のためその保管、運搬等を規制している。さらに、消防法（昭和23年法律第186号）により、30kg以上の水銀、酸化第二水銀及びこれを含有する製剤（酸化第二水銀５％以下を含有するものを除く。）を火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質として指定し、当該水銀を貯蔵する者又は取り扱う者に対して、所轄消防長又は消防署長への届出を義務付けている。

（マーキュリー・ミニマムの環境の実現に向けて）

現状では国内において有価物として扱われている水銀等が条約発効後の水銀等の需給バランスの変化により将来的に廃棄物処理法上の廃棄物に移行する可能性も踏まえ、水銀等の不適正な貯蔵による環境の汚染の発生を防止する制度を構築し、規制を行う。

（具体的措置）

法により、条約発効日から、95％以上の濃度の水銀、塩化第一水銀、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀若しくは硫化水銀又は辰砂を貯蔵する者に対して、貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置を定めた技術的な指針の遵守を求めるとともに、主務大臣は、環境の汚染の防止のために必要があると認めるときは是正措置等を勧告することとする。また、当該指針に基づく貯蔵の実施状況を適切に把握するため、水銀及びこれらの水銀化合物ごとに30kg以上を貯蔵する者に対し、その貯蔵目的、用途別の使用量や廃棄物への移行量等を含む年間収支の内訳等を定期的に報告する義務を課する。

なお、今後、条約第10条２の規定に基づく暫定的保管の要件等が締約国会議で採択等される場合には、当該要件等を踏まえ当該指針の見直し等を行い、必要に応じて改定等を行う。

さらに、条約発効日から、法による水銀等の貯蔵に関する定期報告を踏まえ、条約第３条5(a)に規定される一定量を超える水銀の在庫及び供給源の特定を行う。

9　水銀廃棄物に関する措置

（法制定時の状況）

条約上の水銀廃棄物は、廃棄物処理法上の廃棄物の定義に該当するものとして、廃棄された水銀等（以下「廃水銀等」という。）、水銀等が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥等（以下「水銀汚染物」という。）及び廃棄された水銀使用製品（以下「水銀使用製品廃棄物」という。）のほか、非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど廃棄物処理法上の廃棄物には該当せず、現状では資源として回収することを前提に有価物として管理されているもの（以下「水銀含有再生資源」という。）の四つに分類される。

条約上の水銀廃棄物については環境上適正な管理が規定されており、廃棄物処理法の廃棄物の定義に該当するものであって水銀使用製品廃棄物又は水銀汚染物に該当するものについては、廃棄物処理法に基づき、収集、運搬、処分、保管等が行われることにより環境上適正な処理が行われている。一方、廃水銀等に該当するものについては、現在、水銀そのものは有価物として取り扱われているため、これまでは、廃棄物処理法の適用を想定しておらず、また、水銀含有再生資源についても環境保全の観点からの規制等は設けていない。

（マーキュリー・ミニマムの環境の実現に向けて）

条約上の水銀廃棄物のうち、廃棄物処理法の廃棄物の定義に該当するものについては、現状では有価物である水銀が、条約発効後の水銀等の需給バランスの変化により将来的に廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱う必要が生じた場合には適切に処理する。

条約上の水銀廃棄物のうち水銀含有再生資源については、現状では有価物である水銀含有再生資源が条約発効後の水銀等の需給バランスの変化により、将来的に廃棄物処理法上の廃棄物に移行する可能性も踏まえ、水銀含有再生資源の不適正な管理による環境の汚染の発生を防止する制度を構築し、規制を行う。

（具体的措置）

廃水銀等については、廃棄物処理法において新たに特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に指定し、その特性に応じた収集、運搬基準を設定するとともに、硫化・固型化してから処分を行うことを義務付ける（収集、運搬基準については平成28年４月１日、処分基準については平成29年10月１日から施行）。また、国を含めた関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深め、廃水銀等の長期的な管理の徹底を図る。

水銀汚染物及び水銀使用製品廃棄物については、既に環境上適正な管理を実施している。これに加え、一般廃棄物については、環境上より適正な管理を確保するため、第一３に規定するとおり、法により、我が国独自の措置として、廃棄される水銀使用製品を適正に回収するための関係者の責務に基づく取組を促進する。産業廃棄物についても、環境上より適正な管理を確保するため、一定程度以上の水銀等を含む水銀使用製品廃棄物を「水銀使用製品産業廃棄物」、一定程度以上の水銀等を含む水銀汚染物を「水銀含有ばいじん等」として指定し、委託契約書、産業廃棄物管理票等への記載の義務付け等を行うとともに、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀等の割合が相当の割合以上であるものについては、水銀回収の義務付けを行う（平成29年10月１日から施行）。

さらに、退蔵されている水銀使用製品については、将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましいことから、家庭で退蔵されている水銀使用製品については、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」の中で、退蔵されている水銀体温計等の回収に関しての留意点や具体的対策を示すとともに、水銀体温計等の回収促進事業を関連事業者等と協力して実施する。事業者等で退蔵されている水銀使用製品については、「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」（平成28年３月環境省）を公表し、水銀血圧計等の回収促進事業を関連事業者等と協力して実施するなど、関連事業者団体等と連携し、回収・処分の促進を図る。

水銀含有再生資源については、法により、条約発効日から、水銀含有再生資源を管理する者に対して、水銀含有再生資源の管理に関する技術的な指針の遵守を求めるとともに、主務大臣は、環境の汚染の防止のために必要があると認めるときは是正措置等を勧告することとする。また、当該指針に基づく水銀含有再生資源の管理の実施状況を適切に把握するため、水銀含有再生資源を管理する者に対し、その管理目的や廃棄物への移行量等を含む年間収支の内訳等を定期的に報告する義務を課する。

今後、条約第11条3(a)の規定に基づく水銀廃棄物の要件に関する追加の附属書が締約国会議で採択等される場合には、必要に応じて上記の一連の措置の見直し等を行い、改定等を行う。